

代替保育士（教諭）の登録者を募集します

保育園・幼稚園では、保育士（教諭）の有資格者の登録者を募集します。

代替保育士不足に対応するとともに、保育園・幼稚園における保育および幼児教育業務の円滑化を図るため協力していただける方を名簿登録します。

保育士資格または幼稚園教諭免許を有し、町内にお住まいで協力いただける方は、訓子府幼稚園（☎47-2622）までご連絡ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度

脳ドック受診経費を助成します

国民健康保険（国保）および後期高齢者医療制度では、被保険者の健康の保持増進並びに疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るために、医療機関が実施する脳ドックの受診経費の助成を行っています。受診前に申請が必要です。福祉保健課へお問い合わせください。

■対象者

- 国保 国保加入者で受診日現在の年齢が満20歳以上の方
- 後期高齢者 後期高齢者医療被保険者の方

■対象ドック

道内の医療機関および専門機関において実施している脳ドック

■助成額

- 国保 脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし検査料金が4万円以上の場合の助成額は2万円が限度
- 後期高齢者 脳ドックの検査料金の全額

■申込方法 脳ドック受診申込書を提出し、助成対象者としての決定を受けることが必要です。印鑑をご持参のうえお申し込みください。

■申込先 福祉保健課医療給付係
（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

農業後継者の対策

本町の基幹産業である農業の振興には農業後継者を育成する対策が重要です。

本町では、農業委員会が事務局となり、町と農協の支援を受け、農業担い手対策推進協議会で、担い手対策の各種事業や農業体験実習生の受け入れ事業などを行っています。

農業後継者の配偶者対策については、下記の5人の相談員が、青年の方やご家族の方のご相談を受けています。

西森 信夫さん(柏丘)	杉田るみ子さん(日出)
須河 淳子さん(西富)	武藤 玲子さん(福野)
上野 修さん(北栄)	

農業担い手対策推進協議会（事務局 農業委員会）

■問合せ 農業委員会事務局（☎47-2204 役場1階 窓口2番）

農業生産法人育成事業の研修希望者を募集

町は、農業生産法人の設立および設立後の支援を目的として、法人をめざす農業者、法人経営を行っている農業者の研修に対する経費の一部を助成する「農業生産法人育成事業」を次のとおり実施します。

- 事業内容 農業生産法人に関する研修会・講演会参加および先進地法人視察
- 助成額 研修会・講演会・視察にかかわる交通費、宿泊代の2分の1で5万円限度

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率が変わりました～

後期高齢者医療制度の加入者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。北海道後期高齢者医療広域連合で決定された平成24・25年度の保険料は4月号でもお知らせしましたが、次のとおりとなりますのでお知らせします。個別の保険料は、平成23年中の所得を基に計算し、お支払い方法とともに7月にお知らせします。

均等割 (加入者が等しく負担)	47,709 円	+	所得割 (加入者の所得に応じて負担)	10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て) ■年額上限55万円■
--------------------	-----------------	---	-----------------------	---------------	---	--

保険料は、加入者の方が等しく負担する「均等割額」と所得額に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。所得の低い方は保険料が軽減されますので、詳しくは4月号広報の9ページをご覧ください。

保険料の納付方法

保険料の納め方には、年金から差し引かれる「特別徴収」と納入通知書または口座振替により納める「普通徴収」の二つの方法があります。

普通徴収	納入通知書または口座振替により保険料を納められる方の納期は6期となっております。納期限は右の表のとおりです。	期別	納期	期別	納期
第1期	7月16日～7月31日	第4期	10月16日～10月31日		
第2期	8月16日～8月31日	第5期	11月16日～11月30日		
第3期	9月16日～10月1日	第6期	12月10日～12月20日		

特別徴収

年金から直接保険料を納められる方の納期は、次のとおりです。
(特別徴収は、年6回の年金支払い月に、保険料が差し引かれます)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
4月・6月・8月は、仮徴収と呼ばれ、平成23年中の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には平成24年2月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は、本徴収と呼ばれ、平成23年中の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて納めます。		

※特別徴収の方でも誕生月の関係で加入時期が最近だったことや、平成24年2月分保険料が年金から差し引きできなかった場合など、状況によっては、4月からの年金差し引きではなく、納入通知書または口座振替によるお支払いになる場合があります。

年金差し引きか口座振替を選択できます

保険料を年金差し引きで納めている方、またはこれから年金差し引きになる方は、口座振替に切り替えることができます。切り替えを希望される方は、申し出が必要です。

申し出に必要なもの
本人の保険証、振替口座の預金通帳と届け印

申し出は、随時受け付けていますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。

※年金差し引きを希望される方は手続きの必要はありません。

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）